

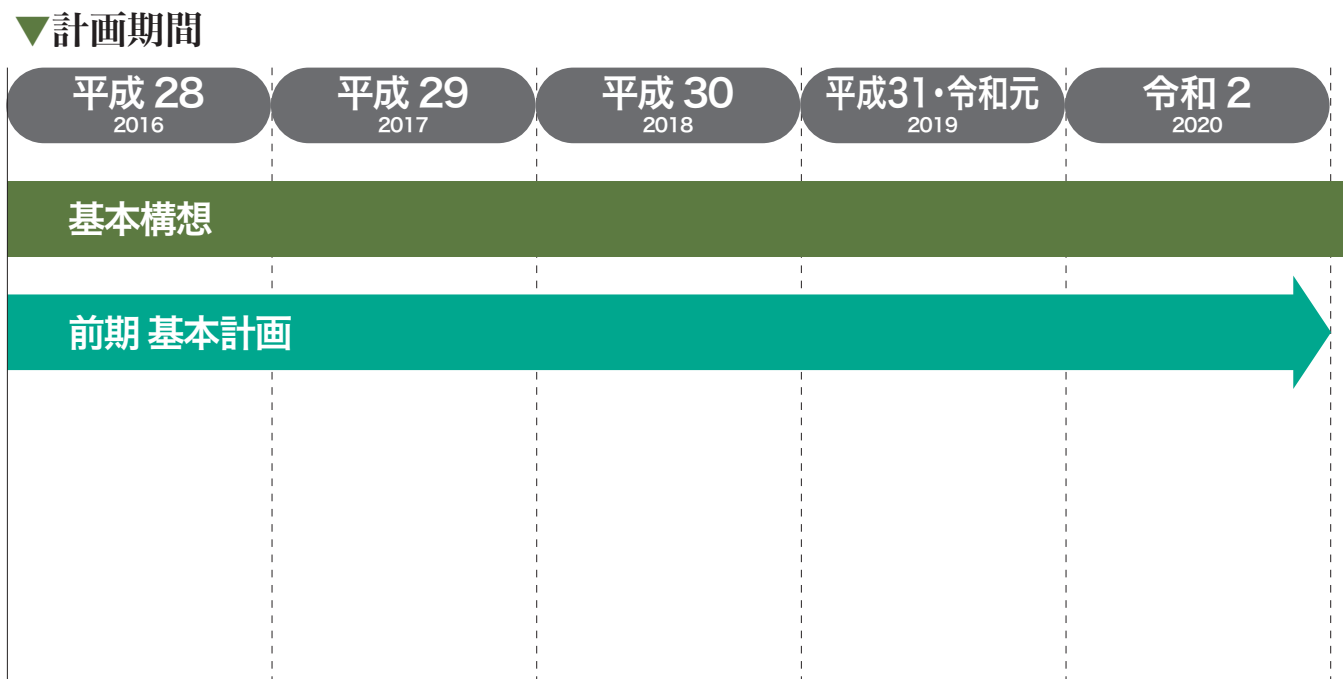
## 計画策定の目的

六ヶ所村総合振興計画は、六ヶ所村が目指す目標像を明らかにするとともに、その目標像の実現に向けて地域が一体となって着実に成長していくために策定するものであり、六ヶ所村の将来を見据えていく上で最も基本となる計画です。

本村ではこれまで、「六ヶ所村総合振興計画（昭和 62（1987）年策定）」、「第 2 次六ヶ所村総合振興計画（平成 8（1996）年策定）」及び「第 3 次六ヶ所村総合振興計画（平成 18（2006）年策定）」に基づき、六ヶ所村の発展と住民福祉の向上に努めてきました。

とりわけ、「第 3 次六ヶ所村総合振興計画」では、『自然が彩る豊かな未来を拓く「躍進・発展のまち」一人と文化を育み科学と産業がはばたく一』を目指す将来像として諸施策を展開し、着実に成果をあげてきたところですが、この間、地方自治法の改正や人口減少・少子高齢社会の到来、東日本大震災と原子力発電所事故に伴うエネルギー政策の見直しなど、本村を取り巻く時代潮流や社会経済環境にも大きな変化が見られました。

このことから、「第 4 次六ヶ所村総合振興計画」は、時代潮流等の変化や第 3 次六ヶ所村総合振興計画の多面的な検証作業を踏まえ、新しい時代に対応した六ヶ所村の目標像とその実現に向けた基本方針や施策等を定めることを目的として策定しました。

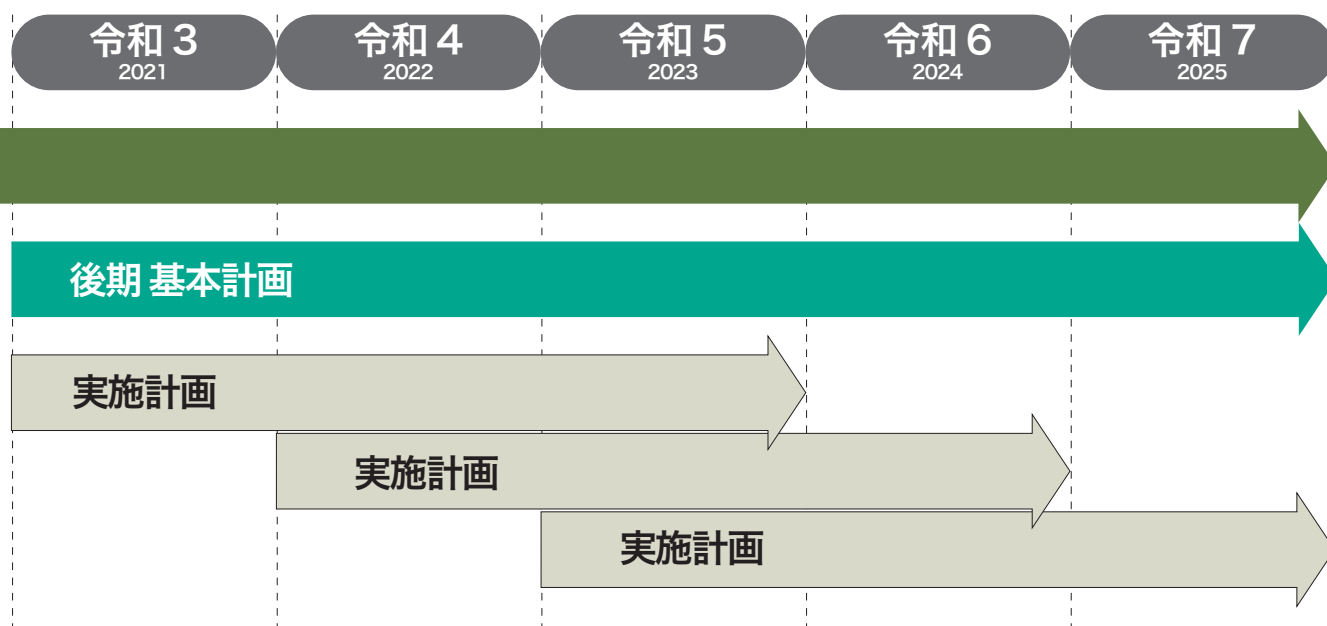


# 計画の体系と期間

第4次六ヶ所村総合振興計画は、第3次六ヶ所村総合振興計画を踏襲することを基本としつつ、新しい時代の要請を踏まえて策定しました。計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間とし、基本構想・基本計画・実施計画の3部構成としました。

## ▼計画体系

基本構想	10年間	長期的な村の目標像とそれを実現するための基本方針（施策の大綱）を定めたビジョン
基本計画	5年間	基本構想を実現するために施策の大綱を踏まえた基本施策等を総合的・体系的に定めた中期計画
実施計画	3年間	基本計画で定められた施策を効果的に実施するための具体的な事務事業や活動を示した短期計画（事業規模・期間・所管等を明記）



後期基本計画は、基本構想をもとに令和3年度から令和7年度までの5年間とします。実施計画は向こう3か年とし毎年ローリング作業を行います。